

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（749））

2. 日時：平成30年3月9日 11時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、平成29年11月30日の審査会合における指摘、「経理的基礎については工事資金の調達の確実性が判断できる書類を提示すること」に対して、原子力規制委員会に対し3月中に説明できるよう、東京電力株式会社及び東北電力株式会社と引き続き調整中である旨の説明があった。

（2）原子力規制庁から、引き続き状況について説明を行うよう、指摘を行った。

（3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし